

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（公開草案）に対するコメント1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）に係る公開草案（平成20年3月21日）

2. コメント募集期間

平成20年3月21日～平成20年5月16日

3. コメント提出者一覧

[団体等]

| | 団体名 |
|------|------------------------|
| CL02 | 日本年金数理人会・日本アクチュアリー会 |
| CL03 | 信託協会 |
| CL04 | 全国銀行協会 |
| CL06 | 日本貿易会 経理委員会 |
| CL07 | 企業年金連絡協議会 |
| CL08 | 日本公認会計士協会 |
| CL09 | 東京ガス株式会社 経理部決算G |
| CL10 | 新日本監査法人 |
| CL11 | 日本商工会議所 産業政策部 |
| CL12 | 日本経済団体連合会 経済第二本部 |
| CL13 | あづさ監査法人 |
| CJ14 | 企業年金連合会 |
| CL15 | あらた監査法人 アカウンティング・サポート部 |

[個人（敬称略）]

| | 名前・所属等（記載のあるもののみ） | |
|------|-------------------|-----------------------|
| CL01 | 松原 良 | 有限会社もんちゃんはうす取締役、年金数理人 |
| CL05 | 大山 義広 | 年金数理人 |

4. 主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|-------------------------------------|---|------------------------------------|
| 1. 総論 | | |
| 1) 会計基準案に対する賛成のコメント | コンバージェンスの観点から、今回、割引率について一定期間の債券の利回りの変動を考慮できるとしている部分を削除することは妥当であると考えられる。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 2. 退職給付債務の計算における割引率の基準日について | | |
| 2) 基準日の明確化 | 公開草案で提案されている「なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。」を削除すると、退職給付債務の計算における割引率の基準日が不明瞭になるため、注解（注6）の定めは「割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、原則として貸借対照表日現在の長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」と下線部分を追加すべきである。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 3) 「退職給付会計に係る実務基準」における「合理的な計算方法」の明記 | 注解（注6）から「なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。」を削除する場合には、退職給付債務等の評価計算需要が短期間に集中する可能性がある。そのため、日本年金数理人会・日本アクチュアリー会の「退職給付会計に係る実務基準」の中で「合理的な計算方法」として記載されている以下の計算方法を、明記すべきである。 「割引率のみ異なる複数の計算結果の関係を用いて、信頼度に考慮した合理的な補正方法により、それら以外の割引率による計算結果を求める。」 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|---------------------------|---|------------------------------------|
| 4) ころがし計算の取扱い、期末日前の利回りの利用 | 退職給付実務指針（第10項）では、基準日を期末日前の一定日として、当該基準日における退職給付債務を一旦計算して、その後期末日までの勤務費用等を補正する方法が認められているが、期末日までに重要な基礎率の変更があったときは、再計算し、合理的な調整を行うものとなっている。今回の改正に伴い、例えば、割引率を5年平均の債券利回りから期末日現在の利回りへ変更した場合、期末日前の一定日から期末日までに割引率が大きく変動する可能性が高まることが想定される。斯かるケースにあって期末日後に再計算することは実務上相当負担となることから、基準日～期末日までの変動に拘らず、（再計算を行うことなく、）上記補正計算を行う取扱いを認めて戴きたい。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| | 貸借対照日前の一定日における退職給付債務によるころがし計算の取扱い（退職給付会計に関する実務指針第10項）に関して、本会計基準の適用により貸借対照日現在の割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を与えやすくなり、その結果、再計算の必要性が高まるため、実務上の支障がないような配慮について、記載が必要ではないか。 | |
| | 実務上の観点から、期末日時点の利回りにより期末（翌年度期首）時点のPBOを算定し、注記等の計数作成を実施することは、PBOの算定に要する時間を考慮すると不可能と考えられる。過去5年間の平均値を用いる従来の取り扱いから判断すると、期末日直前の利回りの変動が割引率の決定に大きく影響を与えることは、現実的には僅少であると想定されるため、継続適用を条件に、例えば、期末日1ヶ月前の利回りを基礎として、割引率を決定する方法も認められる旨の記載を追加していただきたい。 | |
| 5) その他 | 公開草案に示されているとおり、注解（注6）のなお書きのみを削除するとしても、必ずしも貸借対照表日現在の割引率に基づき計算することにはならないものと理解する。退職給付債務は超長期の見積りを伴うものであり、回廊アプローチが採用されていないわが国においては、重要性の判断により、短期的な金利変動の影響を極端に受け、国際的な整合性を失うことのない様、実務上の配慮が重要である。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 3. 会計方針の変更等 | | |
| 6) 影響額の記載 | 本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差異に係る未認識数理計算上の差異残高を把握するためには、期末の割引率による退職給付債務に加え、従来の利回りの変動を考慮した割引率による退職給付債務を計算する必要があり、事務負担が大きい。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） | | | | | | |
|--------------------------------|---|------------------------------------|------|--------------------------------|------|-----------------------|------|--|
| | <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する未認識の数理計算上の差異の償却は、他の要因により発生した未認識数理計算上の差異と合わせて行われること、通常、割引率を変更した場合に、割引率の変更が未認識数理計算上の差異残高に与える影響の注記は要求されていないことから、当該影響額を開示する意義は乏しいと考えられる。したがって、割引率の変更に伴う影響額として表示する項目は、変更した年度に損益に与える影響のみとするべきであると考える。</p> <p>本会計基準の適用によって、これまで採用してきた PBO 計算に用いる割引率の決定方法による割引率（重要性基準考慮後）と異なる割引率を用いることとなる場合には、適用初年度の年度末におけるその影響額を当該事業年度に発生した数理計算上の差異に含めて取扱うこととされているが、会計方針の変更による影響額として注記する金額は、</p> <table> <tr> <td>前期末の割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>当期末の割引率（これまで採用してきた割引率の決定方法による）</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>当期末の割引率（当該会計基準の適用による）</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>とすると、1.2%により算定した PBO と 1.0%により算定した PBO の差額が影響額になるということが明確になるように記載してはどうか。</p> | 前期末の割引率 | 1.5% | 当期末の割引率（これまで採用してきた割引率の決定方法による） | 1.2% | 当期末の割引率（当該会計基準の適用による） | 1.0% | |
| 前期末の割引率 | 1.5% | | | | | | | |
| 当期末の割引率（これまで採用してきた割引率の決定方法による） | 1.2% | | | | | | | |
| 当期末の割引率（当該会計基準の適用による） | 1.0% | | | | | | | |
| 7) 四半期及び中間の取扱い | <p>本会計基準は年度末からの適用とされているため、四半期 FS や中間 FS においては、会計方針の変更は不要と考えていいか。</p> <p>また、制度変更などにより、期中で退職給付債務を再計算する場合で、再計算時点の割引率から適用することは容認されないということなのか確認させていただきたい。</p> | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) | | | | | | |
| 8) 会計方針の変更と数理計算上の差異の処理方法 | 本会計基準 4 項では、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差異は、当該事業年度に発生した数理計算上の差異として処理することになっているが、会計方針の変更（本会計基準 16 項）であれば、損益処理や剰余金処理となるのではないかと考えられるが、本会計基準において当該会計方針の変更による影響を数理計算上の差異として適用初年度において発生したものとして、会社の定める処理年数による償却（将来にわたって処理）とした経緯を補足記載していただきたい。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) | | | | | | |
| 9) その他 | <p>本会計基準の適用初年度において会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う旨は、本文（第 4 項）に記載したほうがよいのではないか。</p> <p>第 4 項では、会計方針の変更として取り扱う旨の断りがなく、「会計方針の変更が財務諸表に与えている影響～」とされており、唐突な感があるようと思われる。</p> | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) | | | | | | |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|-----------------------------|--|------------------------------------|
| | | |
| 4. 回廊アプローチ等 | | |
| 10) 今後の抜本的な議論の必要性 | 回廊アプローチ及び重要性基準が今回の検討の対象に含めないこととされたことについて、今後の議論においては、実務面での負担が著しく増加しないように、また米国・国際会計基準の動向を注視しつつ、出来るだけ早いタイミングで全般的、抜本的な退職給付会計の見直しを図るべきである。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 11) 注解6 <u>なお書き</u> の削除について | <p>注解6 <u>なお書き</u>の削除で、金利変動の影響を受けやすくなり、各期の損益の変動性が高まるが、このことは従来の退職給付会計の基本理念や純利益の概念に反する。</p> <p>注解6 <u>なお書き</u>の削除で、金利変動の影響を受けやすくなり、各期の損益の変動性が高まることへの対応として、回廊アプローチを採用しなければ、国際的な会計基準と比較して不利になる。</p> <p>注解6 <u>なお書き</u>の削除で、金利変動の影響を受けやすくなり、ある期の数理差異の費用処理額が大きく増加することが考えられるが、この変動額を緩和するため、回廊アプローチを採用することで一部の費用を認識しないようにすべきである。</p> | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 12) 回廊アプローチを採用しない理由の再検討 | 回廊アプローチを許容している国際会計基準、米国会計基準においても、実務上は、計算基礎の決定に当たって合理的な範囲で重要性基準が適用されていると考えられる。割引率の決定を除けば、わが国で行われている実務上の取扱いと変わらず、割引率の決 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |

| 項目 | コメントの概要 | コメントへの対応（案） |
|-------------------|--|------------------------------------|
| | 定方法が実質的に変わらないものとなった以上、回廊アプローチを取らないとする理由は消滅したと考えられる。したがって、回廊アプローチを取らない理由を、重要性基準を適用していることとすることには、反対である。回廊アプローチを採用しない理由は、数理計算上の差異の認識を少しでも早めることは、即時認識への流れに即したものであり、移行した際の衝撃を和らげるという意味でも望ましいからとすべきである。 | |
| 5. その他 | | |
| 13) 数理計算上の差異の処理年数 | 例えば、数理計算上の差異の処理年数を1年として翌期に全額費用処理している企業について、重要性基準の許容範囲を超えて金利が大きく変動し、財務諸表に与えるインパクトが企業の想定を超えて極めて大きくなる場合などには、数理計算上の差異の処理年数を変更する必要性が生じる可能性もある。これは、会計基準の変更に伴うものであるので、変更可能な旨（「数理計算上の差異の処理年数を変更することの合理的な変更理由に該当する」など）を明確にしていただきたい。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |
| 14) 改正の考え方 | 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」第59項において、注解（注6）のなお書きの趣旨は、「期末時における割引率として用いる長期債券等の利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合に、過去の一定期間の利回りの変動を考慮して補正を行うことができるという意味である」とされている。本会計基準案では、この注解（6）のなお書きの趣旨について触れていないことから、異常な要因により期末時の長期債券等の利回りが歪んだ場合の考え方方が明確でないと思われるため、なお書きが削除された理由がより明確になるように記載の追加の検討が必要ではないか。 | (コメントへの対応については、最終基準の公表後に改めて公表します。) |

以上